

障害児通所支援事務処理誤りに伴う損害賠償金の支払いに係る予算流用について

1 要旨

障害児通所支援事業における利用者負担の多子軽減措置を適用しなかった事務処理誤りが令和2年6月に発覚し、給付費の追給（市→事業者）が生じた。そのうち、南区社会福祉課において、5年の時効期間を過ぎた2事業者6人分について、給付費相当を損害賠償金として相手方に支払うため、予算流用を行うもの。

2 多子軽減措置

就学前児童	所得区分	要件		軽減対象児	利用者負担
	就学前児童	世帯の市町村民税所得割額合算額が77,101円未満	生計を一にする兄または姉が	いない	対象外
1人いる				第2子	5/100
2人以上いる				第3子以降	0/100
世帯の市町村民税所得割額合算額が77,101円以上		障害児通所支援または保育所等に通う就学前の兄または姉が	いない	対象外	10/100
			1人いる	第2子	5/100
			2人以上いる	第3子以降	0/100

3 賠償額

No.	相手方	金額
1	社会福祉法人浜松市社会福祉事業団	31,579円
2	社会福祉法人ひかりの園	8,205円
計		39,784円



4 流用額 40千円

民生費 社会福祉費 障害者福祉費 (千円)

区分	事業	節	細節	流用額
流用元	障害者自立支援協議会事業	報償費	謝礼	△40
流用先	障害者福祉運営経費	補償、補填及び賠償金	賠償金	40